

じゅうみんふくしか    しゃかいふくし がかり  
■ 住 民 福 祉 課    社 会 福 祉 係

しょうがいしゃいりょうひじよせいせいど  
● 障 害 者 医 療 費 助 成 制 度

いりょうきかん    やっきょく    しはら    ひょう    けんこうほ    けん  
医 療 機 関 や 薬 局 に 支 払 っ た 費 用 の う ち 、 健 康 保 険 の  
てきょう    いりょうひ    じよせい  
適 用 と な る 医 療 費 に つ い て 、 助 成 し ま す 。

じよせい    う    じゅきゅうしかく    じゅ  
こ の 助 成 を 受 け る た め に は 、 受 給 資 格 の 認 定 を 受 け 、 受  
きゅうしゃしょう    こうふ    う    ひつよう  
給 者 証 の 交 付 を 受 け る こ と が 必 要 で す 。

し きゅうたいしょうしゃとう  
◎支給対象者等

じよせいたいしょう 助成対象		じよせいないよう 助成内容	
しんたい 身体 しょうがいしゃ 障害者 てちょう 手帳	きゅう きゅう 1 級、2 級	さいい か さい たつ ひ いご 18歳以下(18歳に達する日以後 さいしよ がつ にち かた の最初の3月31日まで)の方	しょうとく ・所得 せいげん 制限あり しょうかんばら ・償還払 い(※1)
	きゅう 3 級 さいとうたつ (18歳到達 い ごさいしよ がつ 以後最初の3月 31日まで)	れいわ ねん がつ については、令和6年4月 しんりょうぶん じ こふたんがく 診療分から、自己負担額(1 にち えん じょうげん えん がつ 日800円、上限1,600円/月) こうじよ いりょうひ を控除することなく、医療費 ぜんがく じよせい さい 全額を助成します。18歳を こ かた どういついりょうきかん 超える方は、同一医療機関 げつがく つき かい ばあい の月額より月1回の場合は じ こふたんがく えん つき かい 自己負担額800円、月2回 いじょう ばあい じ こふたんがく 以上の場合は自己負担額 えん さ ひ がく 1,600円を差し引いた額を しきゅう 支給します。 やつきよくぶん ただし、薬局分については じ こふたんがく こうじよ 自己負担額を控除すること ぜんがく しきゅう なく、全額支給します。	
りょういくてちょう 療育手帳	A1、A2 B1、B2 さいとうたつ (18歳到達 い ごさいしよ がつ 以後最初の3月 31日まで)	ぜんがく じよせい さい 全額を助成します。18歳を こ かた どういついりょうきかん 超える方は、同一医療機関 げつがく つき かい ばあい の月額より月1回の場合は じ こふたんがく えん つき かい 自己負担額800円、月2回 いじょう ばあい じ こふたんがく 以上の場合は自己負担額 えん さ ひ がく 1,600円を差し引いた額を しきゅう 支給します。 やつきよくぶん ただし、薬局分については じ こふたんがく こうじよ 自己負担額を控除すること ぜんがく しきゅう なく、全額支給します。	
せいしんほけん 精神保健 ふくし てちょう 福祉手帳	きゅう 1 級 つういん (通院のみ)	ぜんがく しきゅう なく、全額支給します。	

		<p>けいさんれい 【計算例①】</p>
<p>しんたい 身体 しょうがいしゃ 障害者 てちょう 手帳</p>	<p>きゅう 3 級 (18歳到達 以後最初の3月 31日以降)</p>	<p>さいいか さい たつ ひ 18歳以下(18歳に達する日 いご さいしょ がつ にち 以後の最初の3月31日ま で)の方については、令和6 ねん がつしんりょうぶん じ こ 年4月診療分から、自己 ふたながく にち えん じょうげん 負担額(1日800円、上限 1,600円/月)を控除するこ</p>
<p>りょういくてちょう 療育手帳</p>	<p>B1、B2 (18歳到達 以後最初の3月 31日以降)</p>	<p>いりょうひぜんがく じよせい となく、医療費全額を助成 します。18歳を超える方 どういついりょうきかん げつ は、同一医療機関の月 がく つき かい ばあい 額より月1回の場合は じこ ふたながく えん 自己負担額800円、 つき かい いじょう ばあい じこ 月2回以上の場合は自己 ふたながく えん 負担額1600円を さ ひ がく 差し引いた額に1/2を じょう がく しきゅう 乗じた額を支給しま す。</p>

		<p style="text-align: center;">やっきよくぶん ただし、薬局分について</p> <p style="text-align: center;">じ こ ふ た ん が く    こうじょ は自己負担額を控除する</p> <p style="text-align: center;">じょう ことなく、1/2を乗じ</p> <p style="text-align: center;">がく    しきゅう た額を支給します。</p> <p style="text-align: center;">けいさんれい 【計算例②】</p>	
--	--	---	--

じよせいたいししょう    けんこう ほ けんてきょう    いりょう ひ およ    やくざい ひ  
助成対象は、健康保険適用となる医療費及び薬剤費です。

がっこうさいがいきょうさいきゅうふせいど    にほん    しんこう  
ただし、学校災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター  
きゅうふ    たいおう    しんりょうぶん    ふくしいりょう    じゅうふくしんせい  
給付）対応の診療分は、福祉医療との重複申請ができません  
りょうしょう    こうがくいりょうひ    かぞくりょうようふ    かきん  
るので、ご了承ください。高額医療費や家族療養附加金な  
きゅうふきん    ばあい    きんがく    のぞ    ぶん    たいしょう  
どの給付金がある場合は、その金額を除いた分が対象です。

## ※1

いりょうきかんとう    まどぐち    けんこうほけん    いちぶふたんきん    しはらいご    ちょう  
医療機関等の窓口で健康保険の一部負担金を支払後、町へ  
いりょうせきとう    りょうしゅうしょ    てんぷ    じよせいしんせい    おこな    じよせい  
医療機関等の領収書を添付して助成申請を行うことで、助成  
がく    ふりこ  
額が振込まれます。

けいさんれい  
【計算例①】

れい かげつ びょういん にち えんしはら  
(例1) 1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払った  
ときの福祉医療費(払戻し)は

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{えん} & & \text{えん} & & & \text{えん} \\ 2,000 \text{ 円} & - & 800 \text{ 円} & = & 1,200 \text{ 円} \end{array}$$

れい かげつ びょういん か いじょう えんしはら  
(例2) 1ヶ月に1病院に2日以上かかり2,000円支払った  
ときの福祉医療費(払戻し)は

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{えん} & & \text{えん} & & & \text{えん} \\ 2,000 \text{ 円} & - & 1,600 \text{ 円} & = & 400 \text{ 円} \end{array}$$

れい びょういん にちじゅしん いりょうひ えん やつきょく  
(例3) 1病院(1日受診)に医療費2,000円と薬局  
にちじゅしん くすりだい えん しはら ふくし いりょうひ  
(1日受診)に薬代600円を支払ったときの福祉医療費  
はらいもどし  
(払戻し)は

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{えん} & & \text{えん} & & \text{えん} & & \text{えん} \\ 2,000 \text{ 円} & - & 800 \text{ 円} & + & 600 \text{ 円} & = & \underline{1,800 \text{ 円}} \end{array}$$

いりょうひ じこふたんがく にち やつきょくぶん はらいもどしがく  
医療費 自己負担額(1日) 薬局分 払戻し額

けいさんれい  
【計算例②】

れい かげつ びょういん にち えんしはら  
(例1) 1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払ったと

ふくしいりょうひ はらいもどし  
きの福祉医療費（払戻し）は

$$(2,000 \text{ 円} - 800 \text{ 円}) \times 1/2 = 600 \text{ 円}$$

れい かげつ びょういん か いじょう えん しはら  
(例2) 1ヶ月に1病院に2日以上かかり2,000円支払っ

ふくしいりょうひ はらいもどし  
たときの福祉医療費（払戻し）は

$$(2,000 \text{ 円} - 1,600 \text{ 円}) \times 1/2 = 200 \text{ 円}$$

れい びょういん にちじゅしん いりょうひ えん やつきよく  
(例3) 1病院（1日受診）に医療費2,000円と薬局（1  
にちじゅしん くすりだい えん しはら ふくしいりょうひ はらいもどし  
日受診）に薬代600円を支払ったときの福祉医療費（払戻  
し）は

$$(2,000 \text{ 円} - 800 \text{ 円} + 600 \text{ 円}) \times 1/2 = \underline{900 \text{ 円}}$$

いりょうひ じこふたんがく にち やつきよくぶん はらいもどしがく  
医療費 自己負担額（1日） 薬局分 払戻し額

じゅきゅうしかくにんていしんせいじ ひつよう  
◎ 受給資格認定申請時に必要なもの

- けんこうほけんしょう  
・ 健康保険証
- つうちょう たいしょうしゃさまめいぎ  
・ 通帳（対象者様名義のもの）
- こじんばんごう ほごしゃさまおよ こさまぶん  
・ 個人番号（マイナンバー）カード（保護者様及びお子様分）
- ほんにんかくにんしよるい たいしょうしゃさまぶん  
・ 本人確認書類（対象者様分）

かおじゃしん うんてんめんきょしょう しょうがいしゃてちょうとう  
顔写真ありのもの：運転免許証、障害者手帳等よ

しゅるいひつよう  
り1種類必要です。

かおじゃしん けんこうほけんしょう ねんきんてちょうとう  
顔写真なしのもの：健康保険証、年金手帳等より2

しゅるいひつよう  
種類必要です。

- しょうがいしゃてちょう  
・障害者手帳

てつづ やくばしゃかいふくしがかかり  
⇒手続きは役場社会福祉係へ

いりょうひじよせいしんせいじ ひつよう  
◎医療費助成申請時に必要なもの

- いりょうきかん りょうしゅうしょ  
・医療機関の領収書

- じゅきゅうしかくしょう きいろ  
・受給資格証（黄色）

- けんこうほけんしょう  
・健康保険証

てつづ やくばしゃかいふくしがかかり  
⇒手続きは役場社会福祉係へ

やくばしゃかいふくしがかかりまどぐち せっち ふくしいりょうひ  
1. 役場社会福祉係窓口を設置している「福祉医療費

しんせいしょ かげつ まいていしゅつ  
申請書」に1ヶ月ごとに1枚提出してください。

しんせいしょ じゅしんつき いりょうきかん りょうしゅうしょ  
2. 申請書は受診月ごと、医療機関ごとに領収書

ふんしつ ばあい いりょうきかん しょうめい てんぷ  
(紛失の場合は医療機関による証明)を添付し、

ひつようじこう きにゆうご やくばしゃかいふくしがかり ていしゅつ  
必要事項を記入後、役場社会福祉係へ提出してく  
ださい。

いりょうひじよせいほうほう  
◎医療費助成方法

こうぎふりこみ さき しんせい おり とうろくこうぎ  
1. 口座振込（先に申請していただいた折の登録口座へ  
ふりこみ  
の振込）

しはらいび まいつき か ていしゅつ ぶん  
2. 支払日：毎月10日までに提出された分を、その  
ていしゅつづき にち ふ こ  
提出月の28日に振り込みます。

か にち どにちしゅくさいじつ ばあい ぜんじつ  
（10日、28日が土日祝祭日の場合は前日）

こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃ かた じゅしん つき  
・後期高齢者医療被保険者の方については、受診した月の  
かげつご にち  
3カ月後の28日となります。

こうがくいりょうひがいとう りゆう じよせい おそ ばあい  
・高額医療費該当などの理由で助成が遅くなる場合も  
あります。

と あ  
【問い合わせ】

かわたなちょうじゅうみんふくしかしゃかいふくしかかり  
川棚町住民福祉課社会福祉係